生理用品でお困りの方はいませんか!

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的な理由、家庭環境などが原因で生理用品の入手が困難になっている女性に対して、支援が求められています。

コロナ禍が長引くなか、さまざまな事情で、生理用品を購入することができないなど、お 困りの方に生理用品を無償でお渡しします。

配布方法

名刺大の「専用カード」を 提示するか、一言お伝え いただくだけで、お名前 やご事情などを説明せ ずに受け取れます。

配布場所

えびの市女性相談所 (市役所本庁1階) または、市人権啓発室 (本庁3階)

カード設置場所

専用カードは、市役所本 庁の女子トイレ・市文化 センター女子トイレ・社 会福祉協議会などに置 いてあります。

〈専用カード〉



表面)



男女共同参画推進グループきさらぎ会様より生理用品を寄贈いただきました。



「個人的なことは社会的なこと」であることを男女共同参画の学びを通して知りました。「生理の貧困」という、今まで見えていなかった問題に、ひとすじの光が差し込んだ思いです。

この取り組みが、様々な事情により生理 用品の入手が困難な方々への支援につな がることを切に願っています。

きさらぎ会 会長 盛永 ちづ子

生理用品をご支援いただける方へ

えびの市では、「生理の貧困」の一助となるよう、生理用品の寄付箱『つなぐ』を設置しました。 個人、団体、企業など、みなさんのご協力をお願いいたします。

- ○**寄付をお願いするもの** 未開封の生理用品
- ○**寄付箱設置場所** 市役所本庁2階(玄関入口) 飯野出張所、真幸出張所
- ○受付時間月曜日から金曜日(祝日、年末年始は休み)8:30~17:15



【問い合わせ先】 〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下1292番地 えびの市人権啓発室 ☎0984-35-3711 (内線350)

ひとりで悩みを抱えていませんか?

女性のさまざまな悩みや不安を解決するために、どんな小さなことでも、一度話をして みませんか。女性の相談員が一緒に考え、一歩を踏み出すお手伝いをいたします。

☆どなたでも相談できます。年齢は問いません。

◆えびの市女性相談所◆

【相談日】月曜日から金曜日(祝日、年末年始は休み)

【時 間】午前9時から午後4時

発行:えびの市総務課

- 【場 所】えびの市役所 女性相談所
- ※相談無料 秘密は厳守します。
- ※専門の女性相談員が対応いたします。

相 談 専 用 ☎0984-35-0152 フリーダイヤル ☎0120-123-693(無料)

※面接相談を希望される方は、事前にご連絡ください。



電話: 0984-35-3711 (内線350) メールアドレス: somu@city.ebino.lg.jp

えびの市男女共同参画だより

2022年 2月 No.17

とらいあんぐる



男女共同参画社会とは

性別にかかわりなく、すべての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって学校、職場、地域、家庭その他のあらゆる分野における活動に参加する機会が平等に確保されることにより、すべての人が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う社会のことです。

《男女共同参画社会基本法・えびの市男女共同参画推進条例》

【パートナーシップ宣誓制度】スタート

えびの市では、令和3年12月1日からパートナーシップ宣誓制度を 開始しました。

この制度は、互いを人生のパートナーとして認め合い、日常生活において相互 に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である二人に対し、市が パートナーシップ宣誓証明書などの交付を行うものです。法律上の婚姻とは異なり法的効 力を有するものではありませんが、その関係を行政が認知することにより、お二人が自分 らしく生きることや安心して暮らすことができる社会の実現を目指すものです。

宣誓をすることができる人

- ① 双方が成年に達していること
- ② お二人のうち、どちらかがえびの市に住所があること(転入予定含む)
- ③ 双方に配偶者がいないこと
- ④ 宣誓者以外の人と宣誓していないこと
- ⑤ 近親者の関係でないこと

制度利用の流れ

(1) 電話で事前予約をしよう。

宣誓希望日の 1週間前までに予約!

- 1. お二人の氏名、生年月日、 住所(転入先)
- 2.宣言希望日時 (第3希望まで)
- 3.日中連絡が取れる 電話番号



(2)必要書類をそろえよう。



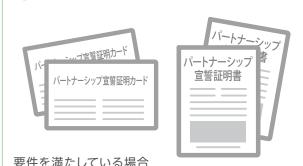
- 1. 住民票の写し、または住民票記載事項証明書
- 2.配偶者がいないことを証明する書類
- 4. 通称名を日常的に使用していることが分かる 書類(通称名の使用を希望する場合のみ)

(3)パートナーシップ宣誓当日



必要書類をご持参いただき予約した日時・場所に お二人そろってお越しください。内容確認後、市職員 立会の下、宣誓書にご署名いただきます。

(4)宣誓証明書などの交付



- 要件を満たしている場合
- **★**「パートナーシップ宣誓証明書」
- ★「パートナーシップ宣誓証明カード」
- ★「宣誓書の(写)」をそれぞれ2部交付します。

宣誓後について

- ・宣誓証明書などの紛失、毀損、汚損や氏名変更などあった場合、再交付申請ができます。
- ・パートナーシップの解消等、要件に該当しなくなったときは、証明書などの返還が必要です。

パートナーシップの宣誓者が利用できる行政サービス等

行政手続・サービス等	内容	市担当部署
市新婚世帯家賃助成金	新婚世帯の方がえびの市内の民間アパート等に居住する際、最大3年間家賃の一部を助成する制度について、パートナーシップ宣誓者も対象とするもの。	企 画 課
市営住宅入居申込み	市営住宅入居に関して、パートナーシップ宣誓者を 同居人とする申込みを可能にするもの。	財産管理課
定住促進住宅入居申込み	定住促進住宅入居に関して、パートナーシップ宣誓 者を同居人とする申込みを可能にするもの。	
国民健康保険証再交付手続等	保険証や健診受診券等の再交付・再発行手続について本人に代わる代理人手続をパートナーシップ宣誓者も可能にするもの。	健康保険課
市営墓地の使用権の継承	市営墓地の使用権の継承について、パートナーシップ宣誓者も可能にするもの。	市民環境課
母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付手続について、本人に代わり パートナーシップ宣誓者も可能にするもの。	こども課
入院手続き・手術時の取扱い	入院時の病状説明、面会及び手術の同意について、 パートナーシップ宣誓者を家族同様の取り扱いとす るもの。	市立病院

パートナーシップ宣誓制度における自治体間連携

パートナーシップ宣誓制度を利用されている人が、転入・転出する場合、通常は転出元自治体 への宣誓証明書の返還等の手続きを行い、改めて必要書類を揃え転出先自治体で宣誓を行う必 要があります。しかし、自治体間連携協定を締結している自治体に転居する場合は、転出先自治 体へ宣誓を必要とせず提出書類を一部省略することができます。

●えびの市は、令和4年1月1日から、宮崎市及び木城町と「パートナーシップ宣誓制度における」 自治体間連携 | を開始しました。(協定締結日: 令和3年12月24日)

職員研修

講師: LGBT交流会 レインボービュー宮崎 代表 山田 健二氏

タイトル: 性の多様性 ~基本的理解・1人1人に「今」できることは~

性的少数者の方々が安心して暮らすことができる社会をめざし令和3年12月1日よりパートナーシップ宣誓 制度を導入することに伴い、市職員に性の多様性について、支援団体の山田氏、串間氏が、当事者の経験を踏ま え、窓口・電話対応のデモンストレーションを交えながら、わかりやすいお話しをしていただきました。

参加者の声

研修では職員向けに話してくださって、大変ためになりまし た。LGBTについて知っているだけでなく、当事者の不安、不 快な思いをなるべくさせないような対応ができるよう、いろい ろなことを想定しながら仕事をしていきたいと思います。



メディア・リテラシー講座

講師:オフィスピュア/ワークショップデザイナー 髙﨑 恵氏

タイトル: 自分を好きになるためにメディアを読み解くちからをつけよう ~映像を分析してみよう編~

インターネットやテレビ等のメディアから流れてくる情報を、男女共同参画の視点から正しく読み解く「力」 をつけて、自分らしく生きていくことを目的として、市内の中学1年生を対象に「メディア・リテラシー講座」 を実施しています。

参加者の声

今日の講座で、女はこうじゃないと、男はこんなじゃないと など、勝手に決めつけていることがあるんだなと思いました。 また、** | (アイ) メッセージについて知り、主張すると共に理由 を述べることで、相手が自分の気持ちを伝えられる。相手への 思いやりがあっていいなと思いました。私は、自信を持って自 分から意見を言えなかったけど、今日の講座をきっかけに何か 一歩ふみ出せるようにしたいです。



※ I (アイ)メッセージとは、自分の考えや気持ちを率直に伝える方法のひとつで、 「I(アイ)」が主語になって発せられるメッセージ。

活

○男女共同参画週間(6月23日~29日)

男女共同参画社会基本法が公布・施行された 平成11年6月23日を記念し、この日から29 日までの1週間を「男女共同参画週間」として います。この期間中に市役所2階ロビーとえび の市民図書館でパネル展示やパンフレットなど を配布しました。



○女性に対する暴力をなくす運動(11月12日~25日)

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セク シュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は、女性 に対する人権を著しく侵害するものであり、男女共 同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要課 題としています。市でも11月12日から25日まで の運動期間中に市役所2階ロビーや産業文化祭の 会場で、パネル展により啓発活動を実施しました。

